「改正育児・介護休業法等個別相談会」を開催します!

男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年に育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日から、これまで適用が猶予されていた「<u>育児のための短時間勤務制度</u>」、「<u>所定外労働の制限</u>」、「<u>介護休暇制度</u>」が、従業員100人以下規模の事業主にも適用されます。また、平成23年9月から、両立支援に係る助成金が新設されています。

愛媛労働局雇用均等室では、改正育児・介護休業法の内容及び両立支援に係る助成金制度等に ついて、下記のとおり個別相談会を開催しますので、是非ご参加ください。

(相談内容の例)

- ・ 改正法の内容
- ・改正法に沿った育児・介護休業規程(就業規則)の作成方法、点検等 (点検をご希望の場合は、規程の見直し案等をご持参願います。)
- ・育児休業等制度取得者の処遇
- ・両立支援助成金(子育で期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金)
- 一般事業主行動計画の策定

《 開催日時・会場 》

開催地	開催日	開催時間	会場			
今 治	平成24年6月6日(水)	10:30~12:00 13:00~16:00	今治労働基準監督署 1F会議室 所在地:今治市旭町1-3-1 電 話:0898-32-4560			
西条	平成 24 年 6 月 7 日(木)	10:30~12:00 13:00~16:00	西条公共職業安定所 2F会議室 所在地:西条市大町 315-4 電 話:0897-56-3015			
四国中央	平成 24 年 6 月 12 日(火)	10:30~12:00 13:00~16:00	四国中央公共職業安定所 2F会議室 所在地:四国中央市三島中央1-16-72 電 話:0896-24-5770			
宇和島	平成 24 年 6 月 14 日(木)	10:30~12:00 13:00~16:00	宇和島労働基準監督署 3F会議室 所在地:宇和島市天神町4-40 電話:0895-22-4655			
八幡浜	平成 24 年 6 月 15 日 (金)	10:30~12:00 13:00~16:00	八幡浜公共職業安定所 2F会議室 所在地:八幡浜市松柏丙838-1 電 話:0894-22-4033			
松山	平成24年5月21日(月)~ 平成24年6月15日(金) ※土日祝祭日を除く	9:00~12:00 13:00~17:00	松山若草合同庁舎 6F雇用均等室 所在地:松山市若草町4-3 電 話:089-935-5222			

- 《 対 象 》従業員100人以下規模の事業主、人事労務担当者等
- 《申込》原則として事前予約制ですので、裏面の参加申込書に必要事項を記入して、FA X等により愛媛労働局雇用均等室あてお送りください。(※参加無料)

改正育児・介護休業法個別相談会 参加申込書

:	企	業	名								
	所	在	地								
:	連	絡	先								
参加者職氏名											
(参加希望)											
	今	治会	場	平成2	4年6月	6日	(水)	午前・	午後	(時頃)
	西	条 会	場	平成2	4年6月	7⊟	(木)	午前・	午後	(時頃)
	四目	国中央	会場	平成2	4年6月	12日	(火)	午前・	午後	(時頃)
	宇	和島記	会場	平成2	4年6月	14⊟	(木)	午前・	午後	(時頃)
	八	幡浜3	会場	平成2	4年6月	15日	(金)	午前・	午後	(時頃)
	松	山会	場	平成2	4年 月	В	()	午前・	午後	(時頃)
※ 参加を希望する会場の口欄にチェックを入れ、希望する時間帯をご記入ください。(松山会場は希望日もご記入ください。)※ 申込書を受付後、当室担当者より確認のためご連絡します。(申込状況によっては、対応時間帯を調整させていただく場合があります。)											
(相談したい事項)											
口改正法の内容											
口改正法に沿った育児・介護休業規程(就業規則)の作成方法、点検等											
口育児休業等制度取得者の処遇											
口両立支援助成金(子育て期短時間勤務支援助成金、中小企業両立支援助成金) ロー般事業主行動計画の策定											
口その他(

※ 口欄にチェックを入れてください。

■□ 参加申込・お問い合わせ □■

愛媛労働局雇用均等室担当: 齋藤・客野〒790-8538 松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎6F電話 089(935)5222